令和７年度地域を支える農業者等確保総合事業

（新規就農者サポート組織の活動支援）の実施について（第１回募集）

令和７年３月２４月

　　　福島県農業担い手課

１　事業の内容

　　地域を支える農業者等確保総合事業（新規就農者サポート組織の活動支援）実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施します。

　　また、補助金の交付については、福島県農政推進事業補助金交付要綱（以下「要　綱」という。）に基づき実施します。

２　手続き

書類の提出先は、農林事務所農業振興普及部農業振興課になります。また、農林事務所の所管を超える地域に及ぶ団体等（県域団体等）については、福島県農業担い手課となります。

（１）事業の募集

ア　募集期間：令和７年４月１日（火）～４月２２日（火）

イ　提出資料：以下の資料を提出願います。

　　　　　　　　・事業実施計画書（要領様式第１号）

・申請書（要領様式第２号）

　　　　　　　　・新規就農者向け住居の借上げ費、農地の賃借費に関する支援の場合

は支援事業実施規定、支援する新規就農者の青年等就農計画の写し

・事業費内訳書（任意様式、予算科目ごとの経費の積算がわかるもの）

　　　　　　　　・見積書等、事業費の算定の根拠となる資料

　　　　　　　　・機械、備品購入の場合は、機械管理規定、リース事業計画書（参考

　　様式）、並びに支援する新規就農者の青年等就農計画の写し

・その他、県の指示に基づき必要な書類

（２）事業実施計画の承認

　　ア　計画承認時期：令和７年４月３０日（水）以降

　　イ　手続き　　　：２の（１）で提出のあった計画書ほかを審査の上、予算の範囲

　　　　　　　　　　　内で事業実施計画を承認します。

（３）補助金の交付決定

ア　交付決定時期：計画承認時期以降（補助金交付申請後）

イ　手続き ：２の（２）の事業実施計画の承認以降、要綱に基づく交付申請

　　　　　　　　　　　書及び関連書類を提出します。提出のあった交付申請書ほか

　　　　　　　　　　　を審査の上、予算の範囲内で補助金の交付決定を行います。

（４）事業の実施

　事業実施期間：補助金の交付決定以降、承認された計画書の事業実施期間内

３　追加募集

２の（２）以降、予算の状況により追加募集を行います。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 時　期 | 内　容 |
| 令和７年４月１日（火）  　　　～４月２２日（火）  ４月３０日（水）以降  ４月３０日（水）以降  ４月３０日（水）以降    ４月３０日（水）以降 | 事業募集期間  事業実施計画の承認  補助金の交付申請  補助金の交付決定（指令）  事業実施  追加募集（予算の状況により実施） |

５　問い合わせ先（電話番号）

　　〇福島県農林事務所（農業振興普及部農業振興課）

県北農林事務所　　０２４－５２１－２６０４

県中農林事務所　　０２４－９３５－１３０７

県南農林事務所　　０２４８－２３－１５５５

会津農林事務所　　０２４２－２９－５３０２

南会津農林事務所 ０２４１－６２－５２５３

相双農林事務所　　０２４４－２６－１１４７

いわき農林事務所　０２４６－２４－６１６０

　　〇福島県農業担い手課　０２４－５２１－７３４０